



宮崎労働局長 記者発表項目一覧

平成31年3月29日（金）

記者発表項目

- ① 雇用失業情勢「平成31年2月分」（3月29日発表）
- ② 平成31年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します！（3月29日発表）
- ③ 宮崎労働局・労働基準監督署・公共職業安定所の行事予定「平成31年4月」（3月29日発表）

※その他

宮崎労働局広報紙「GOGO!宮崎労働局」（第25号）

担当窓口

宮崎労働局 雇用環境・均等室 福満（ふくみつ）

宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎4階

TEL:0985-38-8821 FAX:0985-38-5028

宮崎労働局発表
平成31年3月29日解禁

【照会先】
宮崎労働局職業安定部
部長 山下 拓志
職業安定課長 花田 良和
地方労働市場情報官 岩下 利男
(代表電話)0985(38)8823

報道関係者 各位

雇用失業情勢(平成31年2月分)

平成31年2月の有効求人倍率(季節調整値)は、1.47倍と前月より0.03ポイント上昇。
有効求人倍率は、44ヶ月連続で1倍台を維持。
正社員有効求人倍率(原数値)は、1.05倍と前年同月より0.08ポイント上昇。
雇用失業情勢は、着実に改善が進んでいる。

- ・平成31年2月の【有効求人倍率】(季節調整値)は、前月より0.03ポイント上回り1.47倍となった。
- ・【有効求職者数】は、前月比(季節調整値)で0.2%増、前年同月比(原数値)で0.4%減(95ヶ月連続)。
- ・【有効求職人数】は、前月比(季節調整値)で2.1%増、前年同月比(原数値)で1.7%減(4ヶ月連続)。
- ・【新規求職者数】は、前年同月比(原数値)0.5%減、【新規求職人数】は、前年同月比(原数値)5.6%増となった。

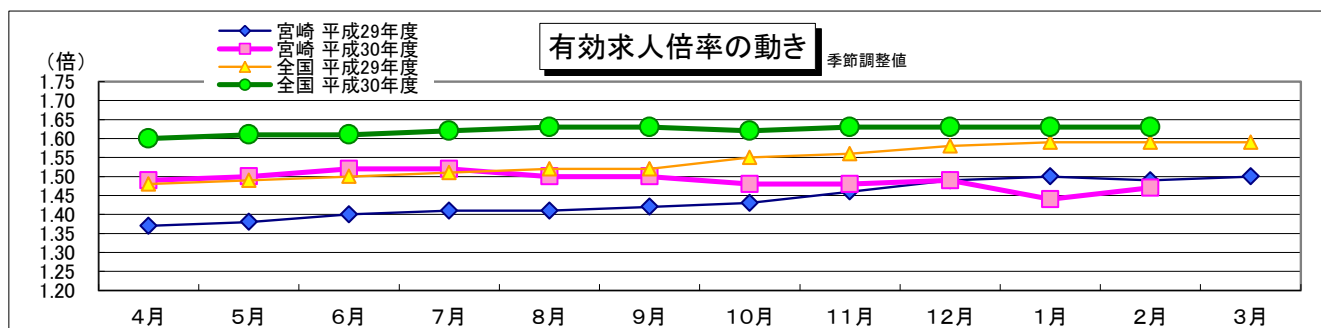
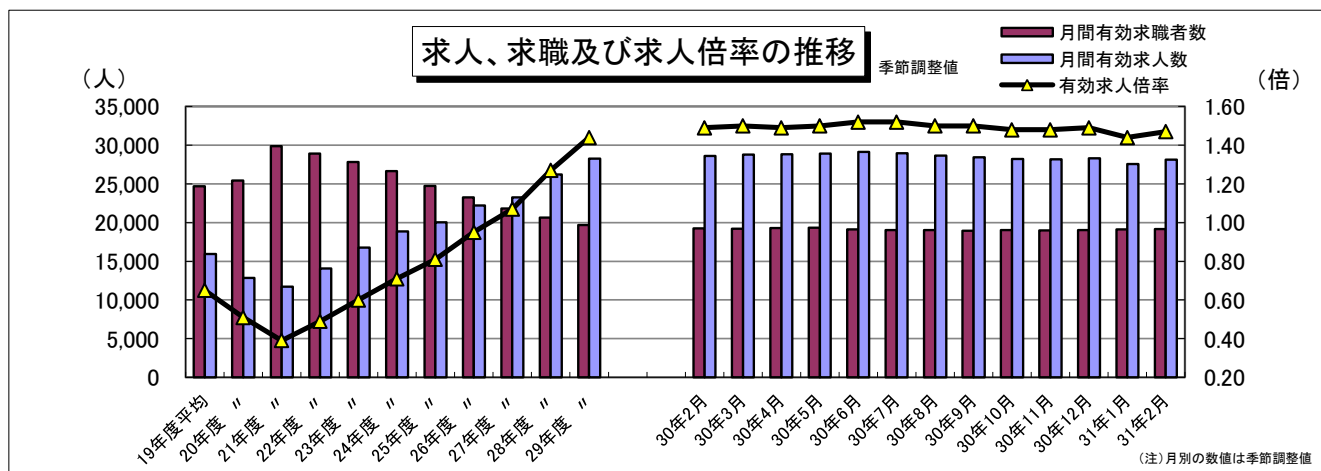
本県の労働市場における有効求人倍率(季節調整値)は、有効求職者数(同)が前月比0.2%増加し、有効求職人数(同)は前月比2.1%増加したことから、前月より0.03ポイント上回り**1.47倍**となった。

新規求職者数(原数値)は、前年同月比で0.5%(23人)減少となった。なお、有効求職者数(原数値)は、前年同月比0.4%(77人)減少し95ヶ月連続となっている。

新規常用求職者(パートを除く)を求職時の態様別にみると、前年同月比で在職者が4.8%(66人)増、離職者が7.3%(133人)減、無業者が35.2%(64人)増となった。なお、離職者のうち、事業主都合離職者は19.1%(77人)減となっている。

一方、新規求職人数(原数値)は、前年同月比で5.6%(574人)増加となった。また、有効求職人数(原数値)は前年同月比で1.7%(504人)の減少で4ヶ月連続となっている。

新規求職人数を産業別にみると、前年同月比で18産業中11産業で増加となった。内訳としては、医療、福祉が413人(15.0%)増、宿泊業、飲食サービス業が235人(39.9%)増、情報通信業が84人(56.8%)増等となる一方、卸売業、小売業が264人(17.4%)減、サービス業(他に分類されないもの)が100人(6.5%)減、生活関連サービス業、娯楽業が49人(12.9%)減等(18産業中7産業で減少)となったことから、全体で574人(5.6%)の増加となった。



有効求人倍率(季節調整値、倍)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
宮崎	平成29年度	1.37	1.38	1.40	1.41	1.41	1.42	1.43	1.46	1.49	1.50	1.49	1.50
	平成30年度	1.49	1.50	1.52	1.52	1.50	1.50	1.48	1.48	1.49	1.44	1.47	
全国	平成29年度	1.48	1.49	1.50	1.51	1.52	1.52	1.55	1.56	1.58	1.59	1.59	1.59
	平成30年度	1.60	1.61	1.61	1.62	1.63	1.63	1.62	1.63	1.63	1.63	1.63	

○季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、平成30年12月以前の数値は、平成31年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

1. 新規求職の動き<原数値>

<数値の対比は前年同月比>

○【新規求職者数】(原数値)は、4,951人で0.5%(23人)減少となった。

新規常用求職者(パートを除く)を求職時の態様別にみると、前年同月比で在職者が4.8%(66人)増、離職者が7.3%(133人)減、無業者が35.2%(64人)増となった。なお、離職者のうち、事業主都合離職者は19.1%(77人)減となっている。

また、パートを除く新規常用求職者を10歳刻みの年齢階層別(6区分)にみると、24歳以下が9.9%(44人)増、25~34歳が2.3%(19人)減、35~44歳が3.4%(26人)減、45~54歳が3.3%(22人)増、55歳~64歳が4.0%(21人)減、65歳以上が1.9%(3人)減で、全体では0.1%(3人)減となっている。(別表7参照)

常用求職者を職業別にみると、「専門的・技術的職業」が2.7%(21人)増、「事務的職業」が4.5%(57人)増、「販売の職業」が11.5%(41人)減、「サービスの職業」が3.7%(27人)増、「農林漁業の職業」が8.0%(7人)減、「生産工程の職業」が9.3%(41人)減、「輸送・機械運転の職業」が14.4%(29人)減、「建設・採掘の職業」が15.8%(18人)減、「運搬・清掃等の職業」が2.9%(20人)減となった。

新規求職(パートを含む、人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成29年度	6,563	5,385	4,819	4,637	5,010	4,928	4,956	4,104	3,494	5,216	4,974	5,570	59,656
平成30年度	6,480	5,294	4,541	4,555	4,774	4,462	4,871	4,053	3,252	5,249	4,951		52,482
対前年同月比	-1.3%	-1.7%	-5.8%	-1.8%	-4.7%	-9.5%	-1.7%	-1.2%	-6.9%	0.6%	-0.5%		-3.0%

2. 新規求人の動き<原数値>

<数値の対比は前年同月比>

○【新規求人数】(原数値)は、10,819人で5.6%(574人)増加となった。

新規求人数を産業別にみると、前年同月比で18産業中11産業で増加となった。内訳としては、医療、福祉が413人(15.0%)増、宿泊業、飲食サービス業が235人(39.9%)増、情報通信業が84人(56.8%)増等となる一方、卸売業、小売業が264人(17.4%)減、サービス業(他に分類されないもの)が100人(6.5%)減、生活関連サービス業、娯楽業が49人(12.9%)減等(18産業中7産業で減少)となったことから、全体で574人(5.6%)の増加となった。(別表8参照)

新規求人(パートを含む、人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成29年度	9,731	9,523	9,909	9,806	9,892	10,759	10,855	10,369	9,460	11,668	10,245	10,856	123,073
平成30年度	10,558	10,115	10,175	10,237	10,011	10,005	10,950	9,963	8,468	11,038	10,819		112,339
対前年同月比	8.5%	6.2%	2.7%	4.4%	1.2%	-7.0%	0.9%	-3.9%	-10.5%	-5.4%	5.6%		0.1%

3. 職業紹介状況について(パートを含む)<原数値>

<数値の対比は前年同月比>

○【職業紹介状況】は、紹介件数が386件(6.0%)減の6,080件となり、就職件数は78件(3.6%)減の2,096件となった。就職率(対新規求職者)は、1.4ポイント下回って42.3%となった。

うち、パートの紹介件数は220件(10.8%)減の1,823件となり、就職件数は2件(0.3%)減の755件となった。就職率(対新規求職者)は、0.5ポイント上回って48.7%となった。

就職(パートを含む、件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
就職件数	平成29年度	2,398	2,504	2,393	2,116	2,137	2,315	2,300	2,146	1,766	1,849	2,174	2,701	26,799
	平成30年度	2,394	2,514	2,259	2,116	2,116	1,948	2,281	2,038	1,569	1,619	2,096		22,950
	対前年同月比	-0.2%	0.4%	-5.6%	0.0%	-1.0%	-15.9%	-0.8%	-5.0%	-11.2%	-12.4%	-3.6%		-4.8%
就職率	平成29年度	36.5%	46.5%	49.7%	45.6%	42.7%	47.0%	46.4%	52.3%	50.5%	35.4%	43.7%	48.5%	44.9%
	平成30年度	36.9%	47.5%	49.7%	46.5%	44.3%	43.7%	46.8%	50.3%	48.2%	30.8%	42.3%		43.7%

(注)就職率は新規求職者数に対する比率

4. 正社員有効求人倍率の動き<原数値>

○【正社員有効求人倍率】(原数値)は、1.05倍となり、前年同月比で0.08ポイント上昇した。

(正社員有効求人数 12,751人 常用フルタイム有効求職者数 12,166人)

※正社員有効求人倍率:正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者数にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率よりも低い値となる。

次回公表予定日 平成31年4月26日(金)

別表1 職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	31年2月	31年1月	対前月 増減率(差) (%)	30年2月	対前年同月 増減率(差) (%)
1 月間有効求職者数(人)	18,595	17,782	—	18,672	▲0.4
季節調整値	* 19,176	* 19,135	0.2	19,252	—
2 新規求職申込件数(件)	4,951	5,249	—	4,974	▲0.5
3 月間有効求人数(人)	28,918	27,901	—	29,422	▲1.7
季節調整値	* 28,141	* 27,554	2.1	28,603	—
4 新規求人数(人)	10,819	11,038	—	10,245	5.6
5 紹介件数(件)	6,080	5,530	/	6,466	▲6.0
6 就職件数(件)	2,096	1,619		2,174	▲3.6
7 就職率(6/2)(%)	42.3	30.8		43.7	▲1.4
8 充足数(件)	2,052	1,544		2,082	▲1.4
9 充足率(8/4)(%)	19.0	14.0		20.3	▲1.3

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、平成30年12月以前の数値は、平成31年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表2 有効求人倍率(季節調整値、倍)

	31年2月	31年1月	前月差 (ポイント)	30年2月
宮崎県	1.47	1.44	0.03	1.49
全国	1.63	1.63	0.00	1.59

別表3 雇用保険一般受給者実人員の推移(基本手当基本分、人) (受給者実人員=失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成28年度	3,919	4,652	4,811	4,912	5,273	4,993	4,705	4,439	4,153	4,060	3,956	3,868
平成29年度	3,540	4,395	4,290	4,489	4,914	4,568	4,591	4,229	3,828	3,874	3,706	3,670
平成30年度	3,581	4,444	4,200	4,553	4,607	4,331	4,371	4,024	3,774	3,839	3,590	

別表4 安定所別有効求人倍率(原数値、倍)

	31年2月	31年1月	30年2月	前年同月差 (ポイント)
宮崎	1.65	1.71	1.76	▲0.11
延岡	1.30	1.31	1.14	0.16
日向	1.26	1.22	1.13	0.13
都城	1.95	1.90	1.97	▲0.02
日南	1.19	1.19	1.23	▲0.04
高鍋	1.25	1.22	1.23	0.02
小林	1.53	1.55	1.55	▲0.02
県計	1.56	1.57	1.58	▲0.02

別表5 九州各県の有効求人倍率(季節調整値、倍)

	31年2月	31年1月	前月差 (ポイント)	30年2月
福岡	1.59	1.58	0.01	1.60
佐賀	1.32	1.33	▲0.01	1.28
長崎	1.23	1.23	0.00	1.24
熊本	1.71	1.67	0.04	1.68
大分	1.55	1.56	▲0.01	1.50
宮崎	1.47	1.44	0.03	1.49
鹿児島	1.32	1.31	0.01	1.27
沖縄	1.21	1.23	▲0.02	1.14

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、平成30年12月以前の数値は、平成31年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表6 パートタイム職業紹介状況

	31年2月	31年1月	30年2月	前年同月 増減率・差 (%)
1 月間有効求職者数(人)	6,387	6,184	6,245	2.3
2 新規求職申込件数(件)	1,551	1,678	1,572	▲1.3
3 月間有効求人数 (人)	9,602	9,260	9,825	▲2.3
4 新規求人数 (人)	3,588	3,686	3,479	3.1
5 紹介件数 (件)	1,823	1,595	2,043	▲10.8
6 就職件数 (件)	755	535	757	▲0.3
7 充足数 (件)	723	499	725	▲0.3
8 充足率 (%)	20.2%	13.5%	20.8%	▲0.6

別表7 新規常用求職者の求職時の態様別内訳(パートを除く)

県 計		24歳以下	25歳～34歳	35歳～44歳	45歳～54歳	55歳～64歳	65歳以上	合計
新規求職申込件数	31年2月	487	801	747	696	507	152	3,390
	30年2月	443	820	773	674	528	155	3,393
	前年比	9.9%	▲2.3%	▲3.4%	3.3%	▲4.0%	▲1.9%	▲0.1%
在職者	31年2月	160	378	367	320	189	35	1,449
	30年2月	177	367	345	292	169	33	1,383
	前年比	▲9.6%	3.0%	6.4%	9.6%	11.8%	6.1%	4.8%
離職者	31年2月	198	378	366	349	295	109	1,695
	30年2月	210	424	393	363	332	106	1,828
	前年比	▲5.7%	▲10.8%	▲6.9%	▲3.9%	▲11.1%	2.8%	▲7.3%
事業主都合	31年2月	15	52	73	85	70	31	326
	30年2月	9	71	80	105	92	46	403
	前年比	66.7%	▲26.8%	▲8.8%	▲19.0%	▲23.9%	▲32.6%	▲19.1%
自己都合	31年2月	183	322	285	257	197	60	1,304
	30年2月	200	346	303	237	203	49	1,338
	前年比	▲8.5%	▲6.9%	▲5.9%	8.4%	▲3.0%	22.4%	▲2.5%
無業者	31年2月	129	45	14	27	23	8	246
	30年2月	56	29	35	19	27	16	182
	前年比	130.4%	55.2%	▲60.0%	42.1%	▲14.8%	▲50.0%	35.2%

別表8 産業別・規模別新規求人状況(原数値)

項 目	求 人 状 況				
	31年2月	31年1月	30年2月	前年同 月比(%)	
産業別・規模別					
A.B 農、林、漁業	323	216	240	34.6	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	11	15	9	22.2	
D 建設業	756	724	740	2.2	
E 製造業	981	1,119	900	9.0	
食料品製造業	227	297	273	▲16.8	
飲料・たばこ・飼料製造業	100	34	38	163.2	
繊維工業	114	50	106	7.5	
木材・木製品製造業	68	96	56	21.4	
家具・装備品製造業	26	15	13	100.0	
パルプ・紙・紙加工品製造業	16	3	6	166.7	
印刷・同関連業	22	33	27	▲18.5	
化学工業	20	39	50	▲60.0	
石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	-	
プラスチック製品製造業	32	53	49	▲34.7	
ゴム製品製造業	4	11	12	▲66.7	
窯業・土石製品製造業	14	15	22	▲36.4	
鉄鋼業	4	3	7	▲42.9	
非鉄金属製造業	3	0	2	50.0	
金属製品製造業	47	44	33	42.4	
はん用機械器具製造業	64	43	17	276.5	
生産用機械器具製造業	21	33	33	▲36.4	
業務用機械器具製造業	58	25	26	123.1	
電子部品・デバイス・電子回路製造業	60	72	27	122.2	
電気機械器具製造業	23	11	15	53.3	
情報通信機械器具製造業	15	73	41	▲63.4	
輸送用機械器具製造業	23	147	18	27.8	
その他の製造業	20	22	29	▲31.0	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	14	2	20	▲30.0	
G 情報通信業	232	313	148	56.8	
H 運輸業、郵便業	480	579	494	▲2.8	
I 卸売業、小売業	1,255	1,439	1,519	▲17.4	
J 金融業、保険業	61	94	66	▲7.6	
K 不動産業、物品賃貸業	110	137	96	14.6	
L 学術研究、専門・技術サービス業	178	172	160	11.3	
M 宿泊業、飲食サービス業	824	608	589	39.9	
宿泊業	142	120	177	▲19.8	
N 生活関連サービス業、娯楽業	332	321	381	▲12.9	
O 教育、学習支援業	238	192	221	7.7	
P 医療、福祉	3,164	3,180	2,751	15.0	
Q 複合サービス事業	101	58	106	▲4.7	
R サービス業(他に分類されないもの)	1,446	1,564	1,546	▲6.5	
S.T 公務、その他	313	305	259	20.8	
合 計	10,819	11,038	10,245	5.6	
規 模 別	29人以下	6,739	6,875	6,562	2.7
	30～99人	2,693	2,597	2,519	6.9
	100～299人	991	1,150	833	19.0
	300～499人	240	260	212	13.2
	500～999人	103	115	108	▲4.6
1,000人以上	53	41	11	381.8	

産業分類は、平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく。

正社員の有効求人倍率（原数値）の推移

○ 正社員有効求人倍率は、1.05倍と前年同月比で0.08ポイント上昇。

(倍)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
1月		0.45	0.43	0.46	0.40	0.28	0.25	0.34	0.39	0.42	0.51	0.59	0.68	0.82	0.98	1.05
2月		0.43	0.44	0.47	0.40	0.26	0.24	0.35	0.38	0.42	0.51	0.58	0.69	0.81	0.97	1.05
3月		0.41	0.43	0.43	0.38	0.24	0.24	0.33	0.37	0.41	0.50	0.57	0.67	0.77	0.93	
4月		0.36	0.39	0.38	0.33	0.21	0.22	0.30	0.34	0.37	0.46	0.53	0.64	0.74	0.90	
5月		0.32	0.39	0.35	0.32	0.19	0.21	0.29	0.34	0.36	0.46	0.52	0.65	0.75	0.90	
6月		0.30	0.38	0.35	0.29	0.18	0.21	0.30	0.34	0.38	0.48	0.52	0.67	0.77	0.95	
7月		0.31	0.38	0.35	0.30	0.19	0.22	0.31	0.35	0.40	0.49	0.55	0.67	0.79	0.96	
8月		0.32	0.41	0.37	0.32	0.19	0.24	0.33	0.37	0.43	0.51	0.59	0.71	0.82	0.96	
9月		0.34	0.41	0.38	0.32	0.20	0.26	0.33	0.38	0.45	0.53	0.61	0.73	0.85	0.97	
10月		0.36	0.41	0.39	0.31	0.21	0.27	0.33	0.39	0.46	0.54	0.63	0.76	0.87	0.99	
11月	0.43	0.39	0.44	0.39	0.31	0.21	0.29	0.35	0.40	0.47	0.58	0.66	0.77	0.90	1.01	
12月	0.44	0.41	0.45	0.41	0.30	0.23	0.33	0.37	0.42	0.50	0.59	0.68	0.81	0.94	1.06	

(資料出所) 宮崎労働局集計

※数値は原数値。

※正社員とは、パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

※正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

【参考指標】 就業地別の求人数を用いた有効求人倍率（季節調整値）（31年2月）

「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」とは

→実際に就業する都道府県を求人地として集計した有効求人倍率。なお、通常発表している都道府県別の有効求人倍率は、求人を受理した場所を求人地として集計している。

- 本社が多く所在する地域では、受理地別の有効求人倍率より「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」が低い傾向がある。
- 宮崎県の「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」は1.62倍で受理地別の有効求人倍率(1.47倍)より0.15ポイント高い。

		① 有効求職者数	② 有効求人数	③ 就業地別 有効求人数	④ 有効求人倍率 ②/①	⑤ 【参考指標】 就業地別 有効求人倍率 ③/①	⑥差 ⑤-④
平成30年	2月	19,252	28,603	31,651	1.49	1.64	0.15
	3月	19,222	28,794	31,592	1.50	1.64	0.14
	4月	19,296	28,837	31,744	1.49	1.65	0.16
	5月	19,329	28,929	31,760	1.50	1.64	0.14
	6月	19,112	29,128	31,833	1.52	1.67	0.15
	7月	19,020	28,959	31,752	1.52	1.67	0.15
	8月	19,035	28,638	31,590	1.50	1.66	0.16
	9月	18,959	28,438	31,357	1.50	1.65	0.15
	10月	19,016	28,202	31,114	1.48	1.64	0.16
	11月	18,984	28,159	31,163	1.48	1.64	0.16
12月	19,016	28,295	31,303	1.49	1.65	0.16	
平成31年	1月	19,135	27,554	30,519	1.44	1.59	0.15
	2月	19,176	28,141	31,143	1.47	1.62	0.15

(資料出所) 宮崎労働局

※ 数値は季節調整値。季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、平成30年12月以前の数値は、平成31年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

※ 有効求職者数は求職を受理したハローワークが所在する都道府県単位で集計。

※ 季節求人については受理所を就業地とみなしている。

※ 1件の求人複数就業地があり、就業地毎の求人数が明確でない場合、それぞれの就業地に順番に求人数を割り当てて配分している。

宮崎労働局発表
平成31年3月29日 解禁

【照会先】
宮崎労働局雇用環境・均等室
監理官 多田真理子
主任 赤木理恵
(電話)0985(38)8821

平成31年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーンを実施します！

厚生労働省では、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、大学生等を対象に、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すことなどを目的とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します。

これを受け、宮崎労働局（局長 吉田研一）は、大学生等の学業とアルバイトの両立をサポートするため、以下の取組を実施いたします。

☆ 大学等からの依頼により、労働法制に関する講師派遣等を行います！

・学生に対し、アルバイトの際に注意する点等について講話を行います。

②と③のアについては、吉田労働局長自ら講話を行います。

① H31年4月5日(金)11:30～12:00 宮崎県立看護大学

② H31年4月5日(金)14:00～14:30 宮崎公立大学

③ H31年4月8日(月)ア 14:30～15:20/イ 15:30～16:20 南九州大学

※各大学へ取材にお越しの際は事前に労働局へご一報いただきますと幸いです。

☆ 学生数が多い大学等を中心に、出張相談を行います。

☆ 学生からの相談に重点的に対応するため、宮崎労働局や県内4つの労働基準監督署に設置している「総合労働相談コーナー」に「若者相談コーナー」を設置します。

☆ 地方公共団体、関係労使団体、大学等の協力を得ながら、キャンペーンの広報や啓発活動を行います！

《重点的に呼びかける事項》

①労働契約締結の際のアルバイトに対する労働条件の明示

②学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトの適切な設定

③アルバイトの労働時間の適正な把握

④アルバイトへの商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの一方的な控除の禁止

⑤アルバイトの労働契約の不履行等に対して、あらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

資料1 事業主のみなさんへ 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン中です！！

資料2 仕事（アルバイト）のトラブル こんな事で困っていませんか？

就職・アルバイトを始める前に知っておきたい！労働法クイズ

資料3 確かめよう労働条件 クイズアプリが新しく登場！

事業主の皆さんへ

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーン中です！！

2019年4月から働き方改革関連法が順次施行されます！

重点事項

Point

1

アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

※労働者が希望した場合には、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です。

Point

2

学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！

Point

3

アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります！

Point

4

アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

Point

5

アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ

はい！ ろうどう 月～金：午後5時～午後10時

0120-811-610 土・日・祝日：午前9時～午後9時

※事業主の方からのご相談も受け付けております

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」

詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」





アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

雇い始めてから、「最初の話と違う」といったトラブルが起こらないように、会社から労働条件通知書などの書面を交付し、労働条件をしっかりと明示する必要があります。特に次の6項目については必ず書面で明示しなければなりません。なお、労働者が希望した場合には、メール、FAX等（印刷できるもの）による明示も可能です。

- ① 契約はいつまでか（労働契約の期間に関すること）
- ② 契約期間の定めがある契約を更新するときのきまり（更新があるか、更新する場合の判断のしかたなど）
- ③ どこでどんな仕事をするのか（仕事をする場所、仕事の内容）
- ④ 勤務時間や休みはどうなっているのか（仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替制勤務のローテーションなど）
- ⑤ バイト代（賃金）はどのように支払われるのか（バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日）
※バイト代などの賃金は都道府県ごとに「最低賃金」が定められており、これを下回することはできません。
また、高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
- ⑥ 辞めるときのきまり（退職・解雇に関すること）



学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！

大学生等に対するアルバイトに関する意識調査(平成27年厚生労働省実施)では、大学生等から「試験の準備期間や試験期間中に休めなかったり、授業に出られないほどのシフトを入れられた、または変更された」といった回答がありました。本来、学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えるよう配慮する必要があります。

また、採用時に合意したシフトの変更などの労働契約の内容の変更については、労働契約法第8条により労働者と使用者の合意が必要であり、使用者が一方的に急なシフト変更を命じることはできません。



学生アルバイトの労働時間を適切に把握する必要があります！

アルバイトについて、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録する必要があります。

就業を命じられた業務に必要な準備や片付けの時間、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練を受講していた時間も労働時間となります。

また、原則として労働時間の端数は1分でも切り捨てることはできません。

さらに、アルバイトにも残業手当の支払は必要です。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについては厚生労働省ホームページをご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html



商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させることはできません。また、アルバイト本人が希望して商品を購入した場合でも、賃金から、労使協定なしに一方的に商品代金を差し引くことは、労働基準法に抵触します。



アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

アルバイトが遅刻や欠勤などによる労働契約の不履行や不法行為に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。

遅刻を繰り返すなどにより職場の秩序を乱すなどの規律違反をしたことへの制裁として、就業規則に基づいて、本来受けるべき賃金の一部を減額する場合であっても無制限に減給することはできません。1回の減給金額は平均賃金の1日分の半額を超えてはなりません。また、複数にわたって規律違反をしたとしても、減給の総額が一賃金支払期における金額（月給制なら月給の金額）の10分の1以下でなくてはなりません。

2019年4月から働き方改革関連法が順次施行されます！



仕事(アルバイト)のトラブル

こんな事で困っていませんか？

お店が忙しくて
休憩がもらえません



学校のテストがある日も
シフトを入れられて
しまいます



開店の準備や
片付けの時間の
給料がもらえません



店長から
食事に行こうと
しつこく誘われます



売れ残った商品を
買い取られて言われます



代わりを見つけないと
バイトを辞めさせて
もらえません



おかしい!!と思ったら、ネットで検索 & 電話で相談

ネットで検索 アルバイトを雇う際、始める前に知っておきたいポイント
<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/>



電話で相談 総合労働相談コーナー ※4月～7月に若者相談コーナーを設置予定
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



労働条件相談ホットライン(電話での相談は…)

月～金:午後5時～午後10時 土・日・祝日:午前9時～午後9時



はい！ いろいろ
0120-811-610

8つのテーマに、役立つ情報が満載

「働くこと」と「労働法」～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き～

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/daigakumukeshiryoyou/index.html>



君は何問正解できるか?

クイズのヒントは『「働くこと」と「労働法」～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き～』の
テーマ1～8の中にあります



アルバイト代関係	①街でアルバイトの募集広告を見ました。このアルバイトの時給は830円で研修中は820円みたいです。このお店がある県の最低賃金は823円ですが、研修中はいろいろ教えてもらうんだから時給が低くてしょうがないと思っています。 ○か×か。	⇒ テーマ2 テーマ8
	②店長に言われて開店の準備や片付けをしていますが、お店と合意した仕事はあくまで「接客」なので、接客以外の業務については、時間も短いし、アルバイト代は払わないことになっていると言われました。でも実際にお店のために働いたんだからアルバイト代はもらえますよね。 ○か×か。	⇒ テーマ2
	③仕事中に誤ってお皿を割ってしまいました。月末のアルバイト代から勝手に弁償金を差し引かれてましたが、お皿を割ってしまった自分が悪いので、しょうがないですね。 ○か×か。	⇒ テーマ8
	④アルバイトで毎回タイムカードに記録された時間のうち、15分未満が切り捨てられてアルバイト代の計算がされています。短時間でもちゃんと働いていることに違いはないのだから、アルバイト代の計算に入れるべきですよね。 ○か×か。	⇒ テーマ2
	⑤アルバイト先には「遅刻をしたら罰金3,000円」というルールがあります。遅刻をした分のアルバイト代が支払われないのは納得していますが、やっぱり遅刻した自分が悪いので「罰金」も払わなければいけないですね。 ○か×か。	⇒ テーマ2
時間関係	⑥週末に1日に7時間働いています。いつも忙しくて、休憩が15分くらいしか取れていません。お店のみんなも忙しくて休憩を取れていないので、私も休憩が取れなくても仕方ないですね。 ○か×か。	⇒ テーマ2 テーマ7
	⑦「アルバイトの人が足りないんだから、店が困らないように協力するのは当たり前だ。」とお店から言われました。その日はもともとシフトに入らないことになっている曜日なんですが、テストがあって絶対に休めないのに無理矢理シフトを入れられて困っています。お店は大変だろうけど、私もテストを受けないと進級できなくなっちゃうかもしれないし、テストを休んでまでアルバイトに行くのはおかしいですね。 ○か×か。	⇒ テーマ3 テーマ8
退職・解雇関係	⑧余りに忙しくて学校の勉強をする時間がとれなくなってきたので、「来月いっぱいアルバイトを辞めたいです。」とお店に伝えたら、店長から「突然辞めると言い出すのは迷惑だ。代替わりの人を見付けるまで辞めさせない。」と言われてしまいました。確かに代替わりがないとお店は困るかもしれないので、自分で代替わりを見付けてから辞めるしかないですね。 ○か×か。	⇒ テーマ2 テーマ8
その他	⑨仕事中にけがをしてしまいました。会社からは「キミの不注意が原因なので、治療費は自分で払ってもらいます。健康保険に入ってるでしょ」と言われました。確かに健康保険があるから治療費はそんなに高くないし、自分のミスだから自分で治療費払うしかないですね。 ○か×か。	⇒ テーマ2 テーマ8

クイズの解説も『「働くこと」と「労働法」』に載っています。



「働くこと」と「労働法」

～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き～

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/daigakumukeshiryoku/index.html>



「アルバイトの労働条件を確かめよう!」
 キャラクター「たしかめたん」

【クイズの答え】 ①× ②○ ③× ④○ ⑤× ⑥× ⑦○ ⑧× ⑨×



確かめよう 労働条件

マンガで学ぶ
労働条件

しっかり学ぼう！
働くときの基礎知識



アルバイトも
確かめよう！

アルバイトの
労働条件を確かめよう！
キャラクター
〈たしかめたん〉

労働条件
Q&A

労働条件に関する法律を
クイズを通して学習することができる

クイズアプリが
新しく登場！



労働条件を 確かめてみませんか？



シッカリ学ぼう！
働く時の基礎知識。

あなたの労働条件を専用サイトで、「たしかめよう！」

労働条件に関する
疑問に
お答えします。

Q & A >

労働基準などの
基礎知識を
得られます。

法令・制度のご紹介 >

労働条件に関する
ご相談はこちらの
窓口でどうぞ
Counseling Services and
Hotlines in Foreign Languages.

相談機関のご紹介 >

アルバイトの
労働条件を
確かめよう！

アルバイトをする前に
知っておきたいポイント >

採用内定の取消、
解雇、辞職など重要な
裁判例を紹介します。

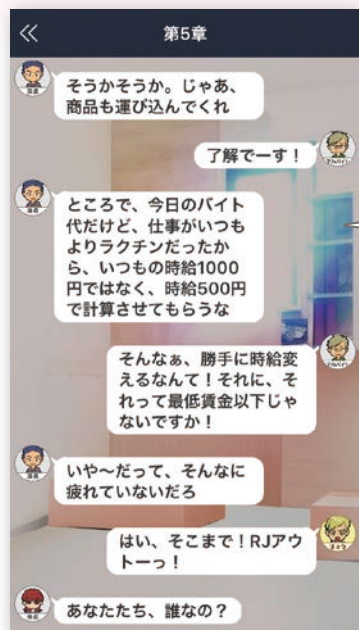
裁判例 >



新登場のクイズアプリは、

学生や就労経験の浅い方向けに、アルバイトや就労している生活の中で労働法に関する問題をゲームしながら擬似的に体験し、気軽に労働関係法令等を学習するスマートフォンアプリです。

●クイズ機能



登場人物の問題発言
(労働条件(RJ)アウト)
が見つければ、
画面をタップ

アプリを
ダウンロードしよう！

iPhone/
Android



相談機関
窓口紹介



●その他にも、相談機関・窓口紹介や関係法令一覧も掲載。



宮崎労働局

Press Release

宮崎労働局発表
平成31年3月29日解禁

【照会先】

宮崎労働局 雇用環境・均等室

室長 丸山 太一

監理官 多田 真理子

係長 福満 美幸

(代表電話)0985-38-8821

(直通電話)0985-38-8821

宮崎労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）の 行事予定（平成31年4月）

宮崎労働局（局長 吉田 研一）は、宮崎労働局及び県内各労働基準監督署・各公共職業安定所（ハローワーク）の主要な行事予定を取りまとめました。
取材・報道等にご活用ください。

平成31年4月 宮崎労働局・監督署・安定所(ハローワーク)主要行事予定表

4月		主要行事(労働局・監督署・安定所)
1	月	
2	火	
3	水	
4	木	
5	金	労働法制の講話(宮崎県立看護大学11:30~12:00、宮崎公立大学14:00~14:30)
6	土	
7	日	
8	月	労働法制の講話(南九州大学14:30~15:20、15:30~16:20)
9	火	
10	水	
11	木	
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	
16	火	職業訓練校説明会(ハローワーク宮崎別館13:30~15:00)
17	水	
18	木	
19	金	
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	
29	月	
30	火	
備考		